

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 4 年 1 0 月 1 4 日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

室内の漏水の対応に洗濯機が必須な状況下で、所有していた洗濯機が故障し修理不可能なため、従来の一般的な家具什器の購入とは異なる状況であることを再三にわたり処分庁に説明してきた。

交通事故被害も、今回のような居住しているマンションで起きた漏水の被害も、100%の保障など行われたい。もし、一般生活費の中で第三者行為による被害を補うことができず、最低限度の食生活や服薬による継続的に病気治療ができない状況になってしまったら、被保護者はどうすればよいのだろうか。

被害者にとっては、第三者による被害であっても災害と同じである。請求人にとって浸水対応の際に用いるタオル等の洗濯にどうしても必要な洗濯機を購入するための費用が支給してもらえないとなると、それが家具什器費の支給の条件の正しい解釈なのだろうか。

浸水の原因となった屋上の修理工事には1年半を要した。浸水対応のために必要だった洗濯機が壊れて4か月間は食費を削り耐えてきたが、食べ物を口にできないこと、薬を飲むことができないことにより病気の

症状を悪化させたため、洗濯機を購入した。しかし、その購入費用は、前年末に給付された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」から出している。これは、持病の対策として、夏のエアコン費用にと手を付けずにいたものである。

食べるものを食べることができず、服薬ができず、更に電気代の支払いができないとなれば、病状を悪化させるか、熱中症で倒れるしかない。正直に言って、身体的にも精神的にもしんどい。

家具什器費の該当要件にないという理由は、被保護者の最低限の生活と継続的病気治療の権利さえも失わせても主張するものなのだろうか。本件処分が妥当なものだったか否か、正しい判断を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 月 9 日	諮問
令和 6 年 2 月 8 日	請求人から主張書面の提出
令和 6 年 2 月 1 5 日	審議（第86回第2部会）
令和 6 年 3 月 1 5 日	審議（第87回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、1 号に生活扶助を掲げ、法 1 2 条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」(1 号)を規定している。

(2) 申請による保護の変更

ア 法 2 4 条 9 項において準用する同条 1 項は（以下、(2)において、準用する旨の記述を省略する。）、保護の変更を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。また、同条 2 項は、同条 1 項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとしている。

イ 同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条 4 項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

(3) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)

第 7 ・ 1 は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(4) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第 7 ・ 2 は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとしている。なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあた

っては十分留意することとしている。

(5) 家具什器費（冷暖房器具以外）

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(6)・アは、被保護世帯が、同・(ア)から(オ)まで（以下の(ア)から(オ)まで）のいずれかの場合（以下「本件支給要件」という。）に該当し、次官通知第7（上記(3)）に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、30,600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具及び冷房器具を除く。以下同じ。）を支給して差し支えないとしている。なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、48,800円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないとしている。

(ア) 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(イ) 単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(ウ) 災害にあい、災害救助法4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

(エ) 転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

(オ) 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7-45は、保護開始時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、これらの物品を家

具什器費の支給対象としてよいかとの問に対し、日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきとしている。そして、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとしている。なお、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でないとしている。

ウ 「生活保護運用事例集 2017（改訂版）」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。令和2年12月改訂。以下「運用事例集」という。）問6－36は、家具什器費の認定に当たっての留意点として、①臨時的最低生活費（一時扶助）の基本的な考え方（次官通知第7。上記(3)及び(4)）、②家具什器費を認定する場合の特別の需要を挙げ、②については、局長通知第7・2・(6)・ア・(ア)から(オ)まで（上記ア）のいずれかの場合に該当することとし、その他、被保護世帯が世帯分割する場合、簡易宿所からアパートへ転居する場合等、①の考え方に照らし、真にやむを得ない事情があれば認定することができるとしている。

(6) 次官通知、局長通知及び問答集並びに運用事例集の位置づけ

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集及び運用事例集は、いずれも法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、請求人は、洗濯機が壊れたとして、その購入費用を支給するよう申請を行った（本件申請）ことが認められる。

家具什器費を支給するためには本件支給要件（上記1・(5)・ア）のいずれかに該当する必要があるところ、請求人に、本件支給要件のいずれにも該当するような事情は認められない。とりわけ、本件支給要件のうち局長通知第7・2・(6)・ア・(ウ)の要件についてみても、洗濯機の故

障日が台風の到来する以前であったことからすれば、洗濯機の故障が台風による大雨によって起こった可能性はないものと判断するのが相当であり、「災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき」であったとも認められない。

もっとも、真にやむを得ない事情があれば認定できるとされているものの（上記１・（５）・ウ）、これは、次官通知第７（同・（３）及び（４））の考え方に照らし、真にやむを得ない事情がある場合をいうものであって、例示されている場合に照らしても、本件申請が真にやむを得ない事情がある場合に当たるものとは認められない。

よって、現地調査及びケース診断会議を経て、本件申請が家具什器費の支給要件（本件支給要件）のいずれも満たさないと判断した上で、処分庁が本件申請を却下したことに違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、マンションの漏水などによる被害は災害のようなものであること、家具什器費が支給されないと請求人の最低限の生活が維持できないことから、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかし、本件が「災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき」であったと認められないことは、上記２のとおりである。また、冷蔵庫、電子レンジ等の日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきであることから（上記１・（５）・イ）、本件処分に不合理な点は認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、山口卓男、山本未来